

75歳以上の方へ
一定の障害があると
認定された方は65歳以上

～新型コロナウイルス等感染症の拡大防止～
咳エチケットや手洗い、人ごみの多いところではできるだけ避けるなど、感染予防にご注意ください。
新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

後期高齢者医療 制度のしおり



後期高齢者医療制度は「75歳以上の方と一定の障害があると認定された65歳以上の方」を対象とする医療をみんなで支えるしくみです。

皆様のご理解をお願いします。

大阪府後期高齢者医療広域連合

もくじ

○後期高齢者医療広域連合からのお知らせ	2
・一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担が変わります	2
・マイナンバーカードの保険証利用について	3
○制度のしくみと財政運営	4
○こんなときは市区町村に届出を	4
○対象となる方（被保険者）	5
○被保険者証	6
・「臓器提供意思表示欄」について	7
○保険料	9
・保険料の決め方	9
・保険料の軽減措置	10
・保険料の算定例	12
・保険料の納め方	14
・保険料の減免と徴収猶予について	16
・保険料を滞納すると…	16
○お医者さんにかかるとき	17
・医療機関等の窓口での自己負担割合	17
・医療費が高額になったとき	19
・入院時の食事代	22
・療養病床に入院したとき	22
・高額医療・高額介護合算制度	23
・高額の治療を長期間続ける必要があるとき	24
・交通事故にあったとき	24
○医療費の払戻しが受けられる場合（療養費の支給）	25
○柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージのかかり方	26
○その他給付に関すること	27
○保健事業	28
・健康診査（受診費用は無料です）	28
・歯科健康診査（受診費用は無料です）	28
・人間ドック費用助成	29
○市区町村担当窓口一覧	30

後期高齢者医療制度の運営は、大阪府内のすべての市町村が加入する『大阪府後期高齢者医療広域連合』が行います。

申請や届出の受付は、お住まいの市区町村担当窓口で行っています。

広域連合が行うこと	市区町村が行うこと
制度の運営全般を行います。 ●被保険者の認定・資格管理 ●被保険者証等の交付 ●保険料の決定 ●医療の給付 ●健康診査等の実施 など	保険料の徴収、申請や届出の受付など窓口業務を行います。 ●保険料の徴収 ●被保険者証等の引渡し・回収 ●各種申請・届出の受付 ●制度に関する各種相談 など

後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担が変わります

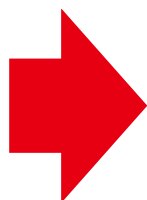
令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。(2割負担となる方は、被保険者全体の約20%です。)

令和4年10月1日以降の窓口負担の判定方法については、18ページをご覧ください。

制度概要

令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割



令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額18.4兆円) ※令和4年度予算案ベース



窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診では、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いです。医療機関が複数の場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日、高額療養費として払い戻します。

- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方は、令和4年9月下旬に広域連合から事前に口座を登録するための申請書を郵送する予定です。申請書が届いたら、申請書の記載の内容に沿って口座登録をしてください。

マイナンバーカードの保険証利用について

■マイナンバーカードが被保険者証として利用できます。

令和3年10月20日から本格運用が始まりました。
「マイナ受付」のステッカー・ポスターが貼ってある医療機関や薬局で利用できます。
※従来の被保険者証もこれまでどおりお使いいただけます。



■マイナンバーカードを被保険者証として利用するメリット

○引越しなどで保険者が変わった時も、新しい被保険者証の発行を待たずに、被保険者証として利用できます。(※)

(※ご加入の健康保険が変更となった当日に医療機関を受診されるなどの場合は、被保険者証の持参が必要となることがありますのでご注意ください。)

○限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える医療費の一時支払いが免除されます。

○マイナポータルで特定健診情報や処方された薬、医療費情報が閲覧できます。

■利用の事前申し込み

マイナンバーカードを被保険者証として利用するには、マイナンバーカードの申請・取得をしたうえで、マイナポータルにて利用申し込みを行う必要があります。

利用申し込みの手続きは、パソコン・スマートフォン、全国のセブン銀行 ATM からできます。

※マイナンバーカードの交付申請、被保険者証としての利用申し込みの有無にかかわらず、従来の被保険者証はご利用いただけます。

※毎年7月の更新時期には引き続き従来の被保険者証を交付します。



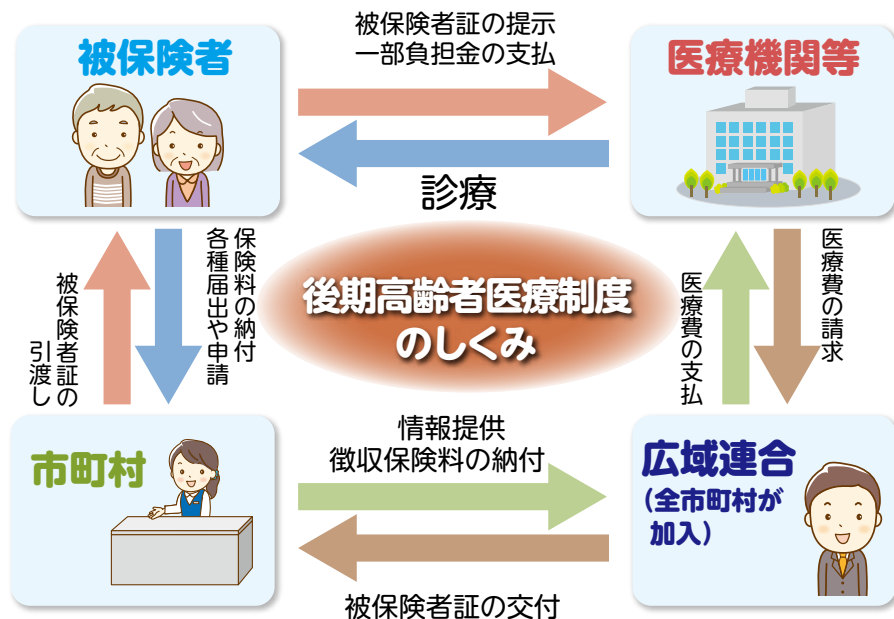
被保険者証利用の申し込みやマイナンバーカードについてのお問い合わせ先

0120-95-0178(マイナンバー総合フリーダイヤル)

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html(マイナポータルサイト URL)

制度のしくみと財政運営

制度のしくみ

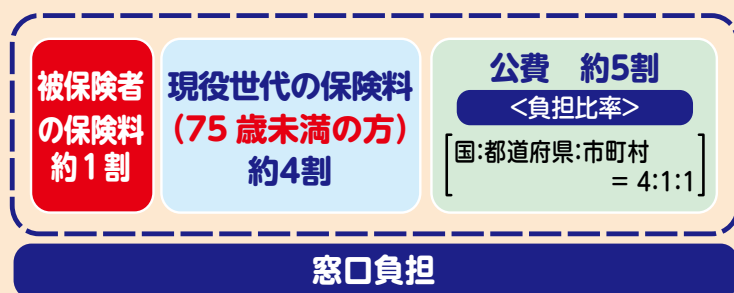


財政運営

社会全体で制度を支えます

75歳以上の方々の医療を国民みんなで支えるため、医療にかかる費用のうち、窓口負担を除く分を公費、現役世代(75歳未満の方)からの支援金、被保険者からの保険料によって負担します。

【後期高齢者にかかる医療費負担のしくみ】



こんなときは市区町村に届出を

こんなときは	必要なものと手続き	いつ
他の市区町村へ転出するとき	被保険者証の返還	転出することが決まったとき
他の市区町村から転入したとき	負担区分等証明書 (府外から転入の場合)	新しい住所地にお住まいになられた日から14日以内
一定の障害のある状態となったとき(65歳から74歳の方)(5ページ参照)	国民年金証書・身体障害者手帳等、 個人番号(マイナンバー)に関する書類	広域連合による一定の障害認定を受けようとするとき
障害認定を撤回するとき(65歳から74歳の方)(5ページ参照)	被保険者証の返還、 個人番号(マイナンバー)に関する書類	広域連合による障害認定の撤回を希望するとき
被保険者が死亡したとき	被保険者証の返還	死亡届提出後
	葬祭費の申請(27ページ参照)	葬儀を行ったとき
生活保護を受けるようになったとき	被保険者証の返還、生活保護(受給)証明書、 個人番号(マイナンバー)に関する書類	受給開始日から14日以内
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止・停止決定通知書、個人 番号(マイナンバー)に関する書類	保護廃止・停止日から 14日以内

※上記以外に必要なものや手続きがある場合がありますので、お住まいの市区町村担当窓口にご確認ください。

対象となる方（被保険者）

対象となる方		いつから
①	75歳以上の方	75歳の誕生日当日から
②	65歳から74歳の方で、申請により 広域連合が一定の障害があると認めた方	広域連合の認定を受けた日から

① 75歳以上の方

75歳になられた方は、それまで加入していた医療保険の種別に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

※ただし、生活保護を受給している方は対象となりません。

○ 国民健康保険以外の医療保険に加入していた方へ

被用者保険に加入していた被保険者本人またはその被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者となる場合は、勤務先等を通じ資格喪失等の届出を行ってください。

また、その扶養家族で75歳未満の方は、国民健康保険等に別途加入することになりますので、市区町村等の担当窓口で必要な手続きを行ってください。お手続き方法についても、市区町村等の担当窓口でご確認ください。

② 65歳から74歳の方で、申請により広域連合が一定の障害があると認めた方

65歳から74歳で一定の障害がある方は、申請をすることで、後期高齢者医療制度へ加入できます（障害認定）。

○ 障害認定を受けようとする方へ

対象となる一定の障害

- 国民年金法等における障害年金1・2級
- 身体障害者手帳1・2・3級および4級の一部
- 精神障害者保健福祉手帳1・2級 ●療育手帳A

〈申請に必要なもの〉

- 国民年金証書、身体障害者手帳等
- 個人番号（マイナンバー）に関する書類

認定後も75歳になるまでは、**撤回届の提出により、お届け日の翌日以降から、撤回することができます。**他の社会保険等に参加される場合は加入日より前に撤回届をご提出ください。撤回届の提出により、身体障害者手帳等や障害年金受給資格等が無効になることはありません。また、**認定後、対象となる障害に該当しなくなった場合は、喪失のお届けが必要となります。**お手続きについてはお住まいの市区町村担当窓口にご相談ください。

住所地特例

他の都道府県に転出したときは、原則、転出先の都道府県後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。ただし、他の都道府県の住所地特例対象施設（福祉施設の一部）・病院等に転出した場合は、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。また、平成30年4月1日以降に上記①又は②により被保険者になられる方で、他の都道府県の住所地特例対象施設（福祉施設の一部）や病院等に住所があり、大阪府の国民健康保険に加入していた場合は、大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者となります。

被保険者証

① 被保険者証

一人に1枚、交付されます。病院などで医療を受けるときは、マイナンバーカードを利用した電子資格確認を受けるか被保険者証を窓口にご提示ください。(病院などが必要と判断する場合、被保険者証と併せて、運転免許証などの写真付きの本人確認書類の提示も求められる場合があります。)

② 有効期限

原則として有効期限は毎年7月31日までとなります。新しい被保険者証は毎年7月下旬までに送付され、その際に被保険者証の色が変わります。新しい被保険者証は届いたときからご使用いただけます。(75歳の誕生日を迎え被保険者となるときは、誕生日当日から有効となります。)

③ 有効期限切れの被保険者証

有効期限切れの被保険者証は使用できません。破棄いただくか、市区町村担当窓口へお返してください。

※新たに75歳になられる方には、誕生日の前月に被保険者証が送付されます。誕生日以降は、それまで加入していた国民健康保険・会社の健康保険等の被保険者証は使用できなくなりますので、被保険者証の取り扱いについては、交付元にご確認ください。

※令和4年9月30日までの被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 4 年 9 月 30 日	
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	△△市△△町△△丁目△番△号
氏名	広域 太郎
生年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	× × × × × × × × × × 大阪府後期高齢者医療広域連合 電話：06-4790-2028 印

※令和5年7月31日までの被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 5 年 7 月 31 日	
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
住所	△△市△△町△△丁目△番△号
氏名	広域 太郎
生年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	□□〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	× × × × × × × × × × 大阪府後期高齢者医療広域連合 電話：06-4790-2028 印

令和4年度に限り、全被保険者に被保険者証を2回送付します。

	有効期限	送付時期	1回目と2回目の被保険者証の違い
1回目	令和4年9月30日	令和4年7月中	全体の約20%の方について一部負担金の割合が変更になります。 詳細は2ページをご覧ください
2回目	令和5年7月31日	令和4年9月中	

有効期限にご注意ください。

被保険者証

■被保険者証の取扱いの注意事項

○ 記載内容に誤りなどがある場合は、お住まいの市区町村担当窓口にご連絡ください。
○ 本人以外の使用は絶対にしないでください。(法律により罰せられます。)
○ 被保険者証をコピーしたものは使えません。
○ 紛失した場合、再交付できます。 紛失や破損により使えなくなった場合は、再交付できます。お住まいの市区町村担当窓口にご申請ください。
○ 自己負担割合や住所などに変更があった場合は、新しい被保険者証が送付されます。必ず新しい被保険者証をご使用ください。 これまでお持ちの被保険者証は市区町村担当窓口にご返却ください。
○ 他の都道府県に転出したときは、ご返却ください。 他の都道府県に転出され資格がなくなった場合は、すぐに市区町村担当窓口へご返却ください。

■「臓器提供意思表示欄」について

臓器の移植に関する法律が改正され、平成22年7月から医療保険の被保険者証や運転免許証などに「臓器提供に関する意思表示欄」を設け、普及啓発活動を行うこととなりました。

大阪府後期高齢者医療広域連合におきましても、移植医療への理解を深めていただくよう、被保険者証の裏面に「臓器提供意思表示欄」を設けておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎臓器提供の意思表示について

- 臓器提供の意思表示をするかしないかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を義務づけるものではありません。また、記入の有無や記入内容により診療等の内容が変わることもありません。
- 臓器提供の意思を表示することに年齢の上限はありません。高齢の方でも、病気で薬を飲んでいる場合でもどなたでも記入でき、これまで70歳代の方からも臓器提供が行われています。ただし、がんなどで亡くなられた場合、臓器提供できないことがあり、実際の臓器提供時に医学的検査を行い判断されます。
- 提供にあたっては、あくまでも善意に基づく無償の提供ですので、臓器提供者の方には提供に関する費用は一切かかりません。
- 意思表示した内容について、他人に知られたくない方は、意思表示欄の保護シールをご利用ください。保護シールは、広域連合または市区町村の担当窓口にて用意（郵送の場合は同封）しています。

◎記入方法



① 意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

●臓器提供の意思のある方は、1か2に○をしてください。⇒ ② ③ ④へ

●臓器提供をしたくないと思われる方は、3に○をしてください。⇒ ④へ

② 提供したくない臓器の選択

1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

【脳死後：心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

【心臓が停止した死後：腎(じん)臓・脾(すい)臓・眼球】

③ 特記欄への記載

- ・1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してよい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
- ・優先して親族に臓器提供したい場合は、「親族優先」と記入できます。(親族への優先提供は、一定の要件が必要となります。)

④ 署名など

本人の署名および署名年月日を自筆で記入してください。可能であれば、この意思表示欄に記載していることを知っている家族が、確認のために署名してください。

※令和4年9月30日までの被保険者証

注 意 事 項	
1 この証は、大切に保管してください。	
2 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、電子資格確認を受けるか、この証を窓口で渡してください。	
備考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
①	1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
②	2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
③	3. 私は、臓器を提供しません。
④	《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】 〔特記欄〕	
署名年月日： 年 月 日	
本人署名(自筆)： _____	
家族署名(自筆)： _____	

※令和5年7月31日までの被保険者証

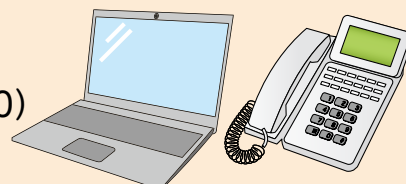
注 意 事 項	
1 この証は、大切に保管してください。	
2 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、電子資格確認を受けるか、この証を窓口で渡してください。	
備考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
①	1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
②	2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
③	3. 私は、臓器を提供しません。
④	《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】 〔特記欄〕	
署名年月日： 年 月 日	
本人署名(自筆)： _____	
家族署名(自筆)： _____	

臓器提供に関する詳しい内容については、
公益社団法人日本臓器移植ネットワークにお問い合わせください。

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル：0120-78-1069 (平日9:00～17:30)

ホームページ：https://www.jotnw.or.jp



保険料

■保険料の決め方

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。被保険者一人ひとりに対して賦課されます。

保険料を決める基準(保険料率)については、各都道府県の広域連合がそれぞれ2年ごとに条例により設定し、大阪府内では、お住まいの市町村を問わず均一となります。

◎保険料の計算方法（令和4・5年度）

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{(注1)} \\ \hline \text{保険料} \\ \hline \text{(年額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \hline \text{54,461円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{賦課のもととなる所得金額(注2)} \\ \hline \text{【総所得金額等(注3)－基礎控除額(注4)】} \\ \hline \text{× 所得割率 11.12\%} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 保険料の年額の**限度額**は**66万円**です。

(注2) 賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額等(前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額)から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

(注3) 総所得金額等＝収入額－控除額(※)

※公的年金等控除額、給与所得控除額、所得金額調整控除額、必要経費等のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません。

(注4) 基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める下表の金額になります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	43万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15万円
2,500 万円超	適用なし

(注5) 修正申告等により所得等に変更があった場合、遡って保険料額等が変更となる場合がありますので、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口へ申し出てください。

■保険料の軽減措置

所得の低い方の均等割額（令和4年度）

世帯内の所得水準に応じて保険料の均等割額（54,461円）が下記の割合で軽減されます。

所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)	均等割額の 軽減割合	令和4年度の 軽減後の均等 割額(年額)
【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)】 を超えないとき	7割	16,338円
【基礎控除額(43万円)+28万5千円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えないとき	5割	27,230円
【基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)】を超えないとき	2割	43,568円

※波線部は同一世帯内の被保険者と世帯主に給与所得者等(次の(1)～(3)のいずれかに該当する方)が2人以上いる場合に計算します。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※軽減の判定は、4月1日(4月2日以降に加入した場合は加入日)の世帯状況で行います。判定日の後に世帯状況に異動があった場合でも、年度途中の再判定は行いません。

※軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除額(65歳以上である方に係るものに限る。)の控除を受けた方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除した所得金額を用いて軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象所得に含まれます。

所得の申告をお願いします

所得に応じて自己負担割合や保険料軽減の判定を行いますので、
所得のない場合も市区町村担当窓口にて申告をお願いします。



ワンポイント Q&A

Q 年度の途中で後期高齢者医療制度の被保険者となった場合の保険料はどうなりますか？

A 加入した月からの月割りで保険料を計算します。

なお、年度途中で後期高齢者医療制度の資格がなくなった場合は、なくなった月の前の月までの月割で保険料を計算します。

また、転入等により所得金額が把握できない場合には、均等割額を保険料として決定します。前住所地等への照会により所得金額を把握した翌月以降に保険料が変更となる場合があります。

保険料

被扶養者であった方

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方も、保険料を負担いただくことになります。当面の間、**所得割額は賦課されず、資格取得後 2 年間は均等割額の 5 割が軽減されます。**

所得割額	負担なし
均等割額	資格取得後 2 年間 5 割軽減

- ※後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は対象となりません。
- ※保険料の軽減措置（P10参考）の 7 割軽減に該当する方については、均等割額の軽減割合は 7 割軽減が適用されます。

ワンポイント Q&A

Q 今まで子どもの会社の健康保険の被扶養者であったが、軽減適用前の保険料額で決定通知が届いたのはなぜですか？

A 会社の健康保険などの被扶養者であった方でも、当初に届く保険料額の通知は、軽減適用前の金額になります。これは、前保険者から当広域連合へ情報が提供されるまでに 2～3 か月程度期間を要するためです。被扶養者であったことが確認でき次第、再計算のうえ、変更後の保険料額を通知いたします。

※お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口にて、被扶養者であったことの届出をすることで、軽減が適用されるまでの期間を短縮することができます。届出には、被扶養者であったことが確認できる書類が必要になりますので、雇用主（事業所など）または健康保険組合等へお問い合わせください。



■保険料の算定例（令和4年度）

◎ 単身世帯（収入は年金のみ）の場合

年金収入額	153万円	168万円	196万5千円	220万円	300万円
所得金額	43万円	58万円	86万5千円	110万円	190万円
基礎控除後の 総所得金額等	0円	15万円	43万5千円	67万円	147万円
所得割額 ①	0円	16,680円	48,372円	74,504円	163,464円
被保険者均等割 額の軽減割合	7割軽減		5割軽減	2割軽減	
軽減後の被保険 者均等割額 ②	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
保険料総額 ①+②	16,338円	33,018円	75,602円	118,072円	217,925円

※金額については年額です。

※均等割額54,461円、所得割率 11.12%で計算。

※所得割額・均等割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てます。

＜参考＞ 所得割額の計算方法の例（年金収入のみで330万円未満の場合）

$$(\text{年金収入額} - 110 \text{ 万円} - 43 \text{ 万円}) \times 11.12\%$$

(公的年金等控除額) (基礎控除額) (所得割率)

※ 公的年金等控除額は、収入額によって変わります。

※ 遺族年金等の非課税年金は、保険料賦課額に係る収入額の計算に含みません。

公的年金収入額	公的年金等控除額
330万円未満	110万円
330万円以上410万円未満	公的年金収入額 × 0.25 + 27万5千円
410万円以上770万円未満	公的年金収入額 × 0.15 + 68万5千円
770万円以上1,000万円未満	公的年金収入額 × 0.05 + 145万5千円
1,000万円以上	195万5千円

※上記の公的年金等控除額は、収入のあった年の12月31日時点で65歳以上かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合。

保険料

◎後期高齢者夫婦二人世帯 (収入は年金のみ) の場合



●妻の年金収入額78万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額	夫	153万円	168万円	225万円	272万円	300万円
	妻	78万円	78万円	78万円	78万円	78万円
所得金額	夫	43万円	58万円	115万円	162万円	190万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
基礎控除後の 総所得金額	夫	0円	15万円	72万円	119万円	147万円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額①	夫	0円	16,680円	80,064円	132,328円	163,464円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
被保険者均等割額 の軽減割合		7割軽減		5割軽減	2割軽減	
軽減後の被保険者 均等割額②	夫	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
	妻	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
保険料総額 ①+②	夫	16,338円	33,018円	107,294円	175,896円	217,925円
	妻	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
	合計	32,676円	49,356円	134,524円	219,464円	272,386円

※金額については年額です。

※均等割額54,461円、所得割率11.12%で計算。

※所得割額・均等割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てます。

■保険料の納め方

お住まいの市区町村に納めていただきます。

保険料は、原則として特別徴収（公的年金から天引き）されます。

特 別 徴 収

- ・ 公的年金受給額※が年額 18 万円以上の方。
- ・ 介護保険料が特別徴収されていて、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる公的年金受給額※の 1/2 を超えない方。

※年金を複数受給されている方は、政令等で定める最も優先順位の高い年金の金額になります。

●年 6 回の公的年金受給日に保険料が天引きされます。

4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
仮 徴 収			本 徴 収		
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮に算定された保険料額を納めていただきます。			確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を 3 回に分けて納めていただきます。		

※仮徴収額はお住まいの市町村によって、1 期の金額と 2 期・3 期の金額が異なる場合があります。

普 通 徴 収

- ・ 特別徴収の対象とならない方。
- ・ 75 歳になったばかりの方や転入されたばかりの方。
(特別徴収が開始されるまでしばらくの間、普通徴収にて納付していただくこととなります。)

●口座振替またはお住まいの市区町村から送付される納付書（納入通知書）により納めていただきます。

なお国民健康保険料(税)の振替口座は引き継がれません。改めて口座振替の手続きが必要です。ご利用の際は、お住まいの市区町村担当窓口にお問い合わせください。

○申請等により、特別徴収から口座振替に変更できる場合があります。

保険料が特別徴収されている方、もしくは特別徴収が開始される旨の通知があった方で、口座振替による納付を希望される方は、申出により口座振替を選択することができます。特別徴収からの変更時期は、申出をされた時期によって決まります。手続き方法等は、お住まいの市区町村担当窓口にお問い合わせください。

※これまでの納付実績などにより変更が認められない場合があります。

※口座振替に変更後、滞納が続いた場合は、特別徴収へ戻ることがあります。

保険料

保険料徴収方法の判定例

老齢基礎年金78万円、老齢厚生年金200万円(年金合計278万円)を受給し、他に不動産所得が120万円ある方で、介護保険料年額140,000円(注)を年金から差し引かれている場合。

(注)介護保険料はお住まいの市町村によって異なります。



- ①まず、上記の年金収入278万円、不動産所得120万円の場合、後期高齢者医療保険料は326,901円になります。
- ②2種類の年金ともに年額18万円以上ですが、老齢基礎年金は特別徴収対象年金では、もっとも優先されますので、老齢基礎年金の額をもとに徴収方法(特別徴収または普通徴収)の判定をします。
- ③老齢基礎年金受給額(78万円)と、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合算額(466,901円)とを比較し、判定を行います。

466,901 円

(後期高齢者医療保険料+介護保険料)



390,000 円

(老齢基礎年金受給額(78 万円)×1/2)



判定の結果、後期高齢者医療保険料の徴収方法は普通徴収となります。

※市町村における判定の際は、1回当たりの年金受給額に対して、実際に徴収される予定の1回当たりの介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が2分の1を超えるかどうかで判断します。

— 社会保険料控除について —

後期高齢者医療保険料を納めた方は、所得税および個人住民税の申告の際、社会保険料控除の適用を受けられる場合があります。これにより、世帯全体でみたときの所得税・個人住民税の負担額が変わる場合がありますので、十分ご注意ください。

なお、申告等の内容につきましては、所得税は管轄する税務署、個人住民税はお住まいの市区町村住民税担当窓口までお問い合わせください。



■保険料の減免と徴収猶予について

被保険者または連帯納付義務者※が、下記の①～③の理由のいずれかに該当し、保険料の全部または一部を納付できないと認められた場合は、納付できない金額を限度に保険料が減額または免除される場合があります。

また、同じ理由により、保険料の全部または一部を一時に納付できないと認められた場合は、納付できない金額を限度に徴収（納付）が最長1年猶予される場合があります。

くわしくは、お住まいの市区町村担当窓口でご相談ください。

※連帯納付義務者：被保険者の属する世帯の世帯主と被保険者の配偶者をいいます。

- ① 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者が主たる居住の用に供している住宅、被保険者の家財その他の財産について著しい損害を受けたとき
- ② 被保険者または連帯納付義務者の収入が、事業の不振、休業または廃止、失業等の理由により、著しく減少したとき
- ③ 被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき

■保険料を滞納すると…

- 納期限を過ぎても納付がない場合、法律に基づき督促状が送付されます。
また、納期限までに納付された方との公平を図るため、延滞金が加算される場合があります。
- 滞納が続くと、電話や文書、訪問による催告が行われます。さらに、滞納処分の対象となり、財産調査により、年金、預貯金、給与、不動産等の財産が差し押さえられることがあります。
- 特別な事情もなく滞納が続くと、通常より有効期限の短い被保険者証が交付されます。
- 滞納が1年以上続いたときは、被保険者証を返還いただき、『被保険者資格証明書』が交付される場合があります。
資格証明書で医療機関に受診すると、いったん全額自己負担（10割）になります。
- 理由もなく1年6か月以上の滞納が続くと、保険給付の全部または一部が差し止められる場合があります。



このようなことにならないよう、保険料は期限内にきちんと納めるようにしましょう。
納付が困難なときは、お早めに市区町村担当窓口にご相談ください。

お医者さんにかかるとき

■医療機関等の窓口での自己負担割合 令和4年9月30日まで

令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が変わります。一定の条件の方は2割負担となります。
→くわしくは2ページをご覧ください。

一般

1割

現役並み所得者

3割

医療機関での自己負担割合は、**一般の方は1割、現役並み所得者は3割**となります。自己負担割合は、4月から7月までは前年度、8月から翌年3月までは当該年度の住民税が課税される所得金額（各種所得控除後の所得金額）を用いて判定します。※当該年度による判定は毎年8月1日に行われます。

また、有効期限内でも、世帯の状況や所得の更正等により、自己負担割合が変わることがあり、後日、差額の2割相当額の請求、または、還付をさせていただく場合があります。

◎ 現役並み所得者 3割負担の方の判定

住民税が課税される所得金額（各種所得控除後の所得金額）が145万円以上ある被保険者およびこの方と同じ世帯に属する被保険者は、現役並み所得者として3割負担となります。ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同一世帯の被保険者の賦課のもととなる所得金額（9ページ注2）の合計額が210万円以下の場合は1割負担となります。

3割負担から1割負担に変更できる場合があります

下記の要件に該当する方は、お住まいの市区町村担当窓口にて、申請（基準収入額適用申請）をすることで、**申請された月の翌月から**1割負担に変更となります。※申請不要の場合があります。申請の可否については、お住まいの市区町村担当窓口にお問い合わせください。

●同一世帯に被保険者がお一人の場合

→被保険者本人の収入額※が**383万円未満**のとき

●同一世帯に被保険者が複数いる場合

→被保険者全員の収入の合計額が**520万円未満**のとき

●同一世帯に被保険者がお一人で、かつ、被保険者本人の収入額※が383万円以上で、同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合

→被保険者本人および70歳以上75歳未満の方の収入の合計額が**520万円未満**のとき

※収入額とは、所得税法上に規定する各種所得の金額（退職所得の金額を除く）の計算上収入金額とすべき収入金額の合計額です。なお、収入金額（収入）は、公的年金控除や必要経費などを差し引く前の金額で、所得金額ではありません。また、必要経費や特別控除により所得が「0」または「マイナス」になる場合でも、確定申告したものはすべて収入金額を合算し、収入額を算出します。（ただし、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得について、個人住民税において申告不要を選択した場合は含まれません。）

（例：営業収入、申告による分離課税の上場株式等の売却金額、生命保険の満期額など）

【申請に必要なもの】

●申請書 ●収入額のわかる書類 ●被保険者証

医療機関等の窓口での自己負担割合 令和4年10月1日から

一般

1割

一定以上

2割

現役並み

3割

令和4年10月1日以降の窓口負担割合は主に以下の流れで判定します

●窓口負担割合は、被保険者の課税所得^{※1}や年金収入^{※2}をもとに、世帯単位で判定します。

世帯内の被保険者のうち課税所得^{※1} 145 万円以上の方がいるか^{※4}

いる

いない

世帯内の被保険者のうち
課税所得^{※1} が 28 万円以上の方がいるか

いない

いる

※4に該当
する場合

世帯内に被保険者
2人以上いるか

1人

2人以上

「年金収入^{※2}+その他の
合計所得金額^{※3}」が
200万円以上か

「年金収入^{※2}+その他の
合計所得金額^{※3}」の
合計が320万円以上か

200万円
未満

200万円
以上

320万円
未満

320万円
以上

世帯全員が
3割

世帯全員が
1割

1割

2割

世帯全員が
1割

世帯全員が
2割

※1 「課税所得」とは市町村民税・都道府県民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。なお、同一世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の控除対象者がいるときは、その人数に一定額（16歳未満33万円、16歳以上19歳未満12万円）を乗じた額を世帯主である被保険者の市町村民税課税所得から控除します。

※2 「年金収入」とは、公的年金等控除を差し引く前の金額で、遺族年金や障害年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除を差し引いた後の金額です。

※4 次に掲げる方は基準収入額適用申請をすることにより3割負担ではない判定となります。

※申請不要の場合あり。申請の要否については、お住いの市区町村担当窓口にお問い合わせください。

・被保険者1人の場合、当該被保険者の令和3年の収入額が383万円未満

・被保険者が2人以上の場合は、同一世帯内の被保険者の令和3年の収入の合計額が520万円未満

・同じ世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合は、当該被保険者と70歳以上75歳未満の方との収入額の合計が520万円未満。この他に、昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者及び同一世帯内の被保険者の旧ただし書き所得（令和3年の総所得金額から市町村民税の基礎控除を差し引いた額）の合計が210万円以下の場合は3割負担ではない判定となります。

・収入額については、17ページをご確認ください。

お医者さんにかかるとき

■医療費が高額になったとき

1ヶ月(同一月)の医療費が高額になったとき(自己負担限度額を超えて支払った場合)は、申請により自己負担限度額を超えた分を高額療養費として、後日、払い戻します。なお、**同一医療機関等での窓口負担については、外来の場合は個人単位、入院の場合は世帯単位の自己負担限度額までとなります。**ただし、**歯科と歯科以外、入院と外来は別々に計算します。**入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは計算に含みません。

所得区分			自己負担限度額(月額)	
			外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	252,600円+1% ^(注1) (140,100円 ^(注4))	
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	167,400円+1% ^(注2) (93,000円 ^(注4))	
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	80,100円+1% ^(注3) (44,400円 ^(注4))	
— 一般			18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 (44,400円 ^(注4))
低所得 ^(注5)	Ⅱ		8,000円	24,600円
	Ⅰ			15,000円

(注1)「1%」は、医療費が842,000円を超えた場合の超過額の1%に当たる額。

(注2)「1%」は、医療費が558,000円を超えた場合の超過額の1%に当たる額。

(注3)「1%」は、医療費が267,000円を超えた場合の超過額の1%に当たる額。

(注4)被保険者が高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の額(他の医療保険での支給回数は通算されません)。

(注5)低所得Ⅱ・Ⅰについては20ページをご覧ください。

計算期間1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)のうち、基準日時点(計算期間の末日)で負担割合が1割の被保険者については、計算期間内に負担割合が1割の月の外来の自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合はその額を除く)を合算し、144,000円を超えた場合に、その超えた額を後日払い戻します。

【現役並み所得者Ⅱ・Ⅰについて】

現役並み所得区分Ⅱ・Ⅰの方には、申請により限度額適用認定証を発行しますので、医療機関等の窓口で被保険者証と併せてご提示ください。

※交付申請は、市区町村担当窓口にて受け付けています。

【限度額適用認定証の交付申請に必要なもの】

- 被保険者証

(注) 医療機関等で提示しなかった場合、「課税所得690万円以上」の自己負担限度額が適用され、「区分Ⅱ・Ⅰ」との差額分を後日、高額療養費として払い戻します。

- ※初めて高額療養費の支給対象見込みとなったときに、広域連合から申請書を送付(診療月の約3ヶ月後以降)しますので、**お住まいの市区町村担当窓口へ申請してください。**
- ※高額療養費の申請は、一度申請されますと、口座番号等を変更されない限り、再度の申請は必要ありません。
- ※医療機関等からの診療報酬明細書の提出の遅れや再審査等により申請の**案内や支給が遅れる場合があります。**
- ※高額療養費の支給後でも、診療報酬明細書の再審査等により**支給金額が減額されることがあります。**この場合、以後の支給金額で差し引きする場合や返還していただく場合があります。

【低所得Ⅱ・Ⅰについて】

下記に該当する方は、申請により「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」(注1)を発行しますので、**医療機関等の窓口で被保険者証と併せてご提示ください。**

低所得Ⅱ	同一世帯の方全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の被保険者
低所得Ⅰ	・同一世帯の方全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円(注2)となる被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算) ・同一世帯の方全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者

※低所得Ⅱ・Ⅰの判定については、毎年8月1日現在ですべての世帯員の所得と課税状況により定期判定を行います。

定期判定以外でも、世帯構成の変更や所得更正等により判定が変更になる場合があります。この判定の際に対象となる所得は、4月から7月までは前年度、8月から翌年3月までは当該年度の住民税課税状況を用います。

※交付申請は、市区町村担当窓口にて受け付けています。

【限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請に必要なもの】

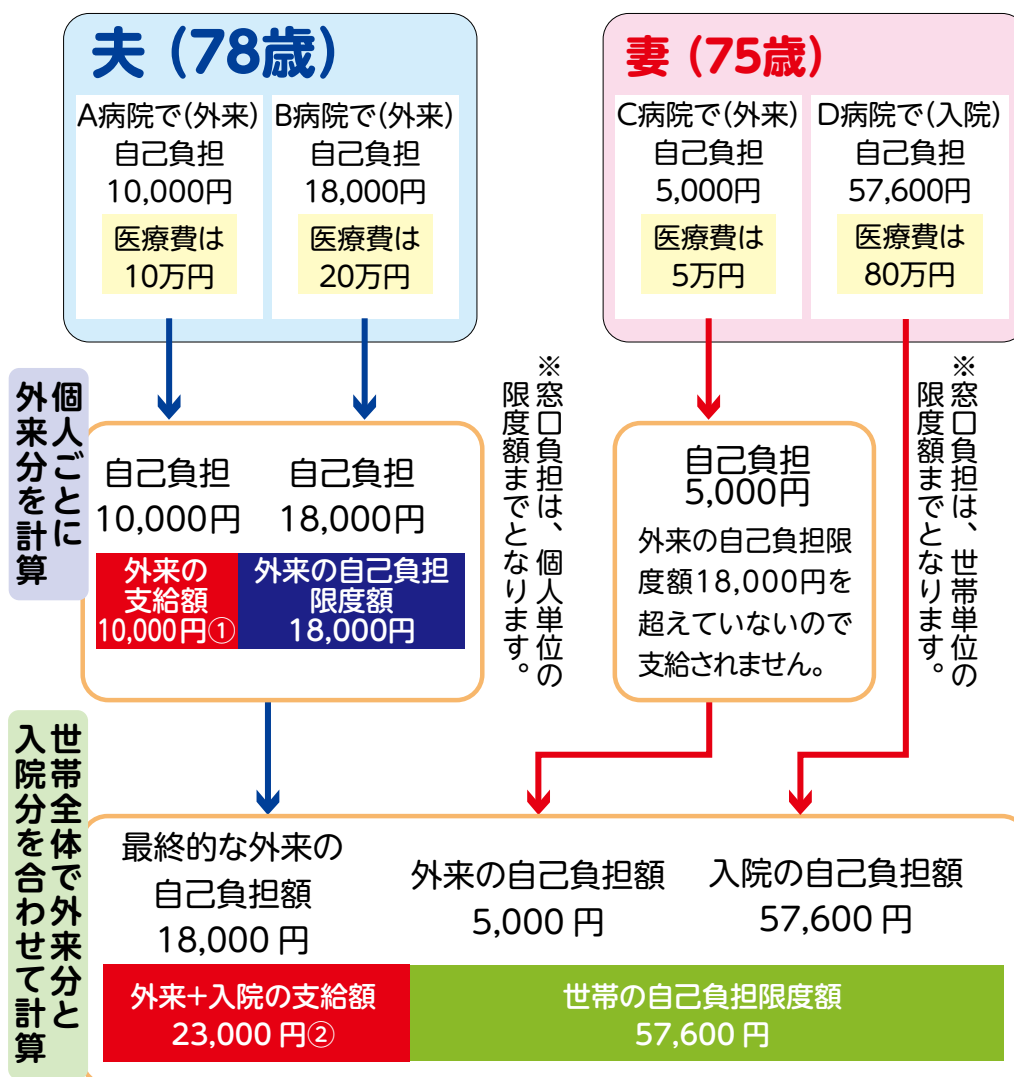
- 被保険者証
- 低所得Ⅰ(老齢福祉年金受給者)の適用を受ける場合、老齢福祉年金証書

(注1)医療機関等で提示しなかった場合、「一般」の自己負担限度額が適用され、「低所得Ⅱ・Ⅰ」との差額分を後日、高額療養費として払い戻します。

(注2)令和3年8月診療分より、所得の中に給与所得が含まれている場合には、給与所得の金額から10万円を控除して計算します。

お医者さんにかかるとき

高額療養費の計算例 (所得区分が「一般」の世帯の場合)



この世帯全体の最終的な高額療養費

①+②=10,000円+23,000円=33,000円

が、あとから支給されます。

※高額療養費は、かかった費用に応じて夫と妻に振り分けられます。

◎75歳年齢到達月の特例

月の途中で75歳になり、新たに被保険者となられた方の場合、その誕生月は、それ以前の医療保険と後期高齢者医療制度の自己負担限度額(19ページ記載)が、それぞれ通常月の2分の1(半額)になります。

※75歳到達月の特例は、該当者個人ごとに限度額を適用します。ただし、同一世帯で他の被保険者が負担すべき額がある場合は、通常の世界単位の限度額で計算を行います。

■入院時の食事代

入院したときは食費の標準負担額を負担していただきます。

所得区分		負担額(1食当たり)
現役並み所得者 一般		460円
	指定難病患者 ^(注1)	260円
低所得Ⅱ	90日以内の入院(過去12ヶ月)	210円
	90日を超える入院 ^(注2) (過去12ヶ月)	160円 ^(注3)
低所得Ⅰ		100円

※低所得Ⅱ・Ⅰの説明については、20ページをご覧ください。

(注1)平成28年3月31日現在において、1年以上継続して精神病棟に入院し、引き続き医療機関に入院する方も対象となります。

(注2)低所得Ⅱと認定された日から90日を超えての入院が対象です。

(注3)負担額が160円となるのは、申請日の翌月からとなります。

【(注3)の適用を受ける際の申請に必要なもの】

- 被保険者証 ●限度額適用・標準負担額減額認定証
- 入院日数が90日を超えていることが確認できるもの(領収書等)

■療養病床に入院したとき

療養病床に入院したときは、食費と居住費を一部負担いただきます。

※難病の方は上記の入院時の食事代のみの負担となります。入院医療の必要性が高い方は、上記の入院時の食事代のほか、居住費の負担がかかります。

食費・居住費の標準負担額

所得区分		1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者 一般		460円 ^(注1)	370円
	低所得Ⅱ	210円	
低所得Ⅰ		130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	0円
	境界層該当者 ^(注2)	100円	0円

(注1) 管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合です。それ以外の場合は、420円となります。

(注2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を必要としない状態となる方。

お医者さんにかかるとき

■高額医療・高額介護合算制度

後期高齢者医療と介護保険の両保険に自己負担がある世帯で、1年間（毎年8月～翌年7月末）の自己負担額の合算額が下表の自己負担限度額を超える場合、申請を行うことで限度額を超えた額が支給されます。

所得区分			【後期高齢者医療制度+介護保険】の 自己負担限度額（年額）
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690万円以上	212万円
	Ⅱ	課税所得 380万円以上	141万円
	Ⅰ	課税所得 145万円以上	67万円
一 般			56万円
低所得		Ⅱ	31万円
		Ⅰ	19万円 ^(注1)

(注1) 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、介護支給分については、低所得Ⅱの自己負担限度額31万円が適用されます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に販売される医薬品であり、先発医薬品と同じ有効成分を同量含み、同等の効き目があると国に認められた医薬品です。開発期間が短く、開発コストが抑えられていることから、先発医薬品より安価で経済的です。

ご 注 意

- ・すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。
- ・使用できる病気（効能）が異なるなどの理由で切り替えできない場合があります。
- ・先発医薬品と色や大きさ、形などが異なる場合があります。

☆ジェネリック医薬品への切り替えを希望される場合は、医師・薬剤師にご相談のうえ、事前に必ず、医療機関や薬局に医療品取扱いの有無・在庫の状況をお問い合わせください。

☆お薬代の負担を軽減するとともに、医療保険財政の改善、保険料の増額抑制につながることから推奨しています。

■高額の治療を長期間続ける必要があるとき

厚生労働省が指定する特定疾病の場合、自己負担額は医療機関ごと(医科と調剤は合わせて、同一機関での外来と入院は各々)に、月10,000円までとなります。ただし、医療機関と薬局の窓口では、通常どおりにお支払いいただきます。

【75歳年齢到達月の特例】

月の途中で75歳となられる方の場合、その誕生月については、後期高齢者医療制度における自己負担額は5,000円までとなります。

【厚生労働省が指定する特定疾病】

- 先天性血液凝固因子障害の一部（第Ⅷ、第Ⅸ因子に由来するもの）
- 人工透析が必要な慢性腎不全
- 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

適用を受けるための「**特定疾病療養受療証**」については、市区町村担当窓口で交付申請をしてください。

【特定疾病療養受療証の交付申請に必要なもの】

- 被保険者証
- 更生医療券などの特定疾病であることがわかるもの
- 後期高齢者医療制度の被保険者となる以前に使用されていた「特定疾病療養受療証」（お持ちの場合のみ）

■交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合でも、後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。この場合、広域連合が医療費（一部負担金を除く）を一時立替えて医療機関等に支払い、あとで第三者（加害者）に請求します。

- ①警察署に届け出て、『交通事故証明書』を発行してもらってください。
- ②『交通事故証明書』、『印かん』、『被保険者証』を持って**市区町村担当窓口**で「**第三者行為による傷病届**」の手続きをしてください。



注意

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後期高齢者医療制度による医療を受けられなくなる場合があります。
示談をする前に必ず市区町村担当窓口にご相談ください。

医療費の払戻しが受けられる場合

(療養費の支給)

次の①～⑤の場合で、診療に要した費用の全額を自己負担したときは、お住まいの市区町村担当窓口で申請いただき、支給決定されれば、後日、一部負担金を差し引いた金額が支給されます。

ただし、医療費などを支払った日（全額を払い終わった日）の翌日から2年を過ぎると支給対象にはなりませんので、ご注意ください。

- ① 急病などでやむを得ず、被保険者証を持たずに診療を受けたとき
※広域連合がやむを得ない事情があったと認めた場合に限りです。

- ② 打撲・捻挫などで、柔道整復師の施術を受けたとき

- ③ 医師が必要と認めた、はり、きゅう、あん摩・マッサージなどを受けたとき

- ④ 医師が必要と認めた、ギプス・コルセットなどの医療用装具を購入したときや輸血の生血代など

- ⑤ 海外旅行中に不慮の病気やケガでやむを得ず治療を受けたとき

【上記①～⑤の申請に必要なもの】

- 被保険者証 ●申請書 ●領収書 ●申請者の口座情報がわかるもの

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者をご自身で記入されない場合は印かんが必要です。



- | | |
|--------|--|
| 上記①の場合 | ●診療報酬明細書または診療内容明細書 |
| 上記②の場合 | ●明細書等 |
| 上記③の場合 | ●明細書等 ●医師の意見書 |
| 上記④の場合 | ●明細書等 ●医師の意見書
※靴型装具の申請時には装着する装具の写真の添付が必要です。 |
| 上記⑤の場合 | ●診療内容明細書（和訳の添付） ●調査に関わる同意書
●領収明細書（和訳の添付）
●渡航履歴が確認できる書類（パスポート等） |

柔道整復、はり、きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

① 柔道整復師の施術を受けるとき

[健康保険が使える場合]

- ・骨折 ・脱臼 ・打撲及び捻挫等(いわゆる肉ばなれを含む。)
- ※骨折・脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

[施術を受けるときの注意]

- ・単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず、全額自己負担になります。

② 医師が必要と認めた、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術を受けるとき

[健康保険が使える場合]

● はり、きゅう

- ・神経痛 ・リウマチ ・頸腕(けいわん)症候群
- ・五十肩 ・腰痛症 ・頸椎(けいつい)捻挫後遺症
- ・その他慢性的な疼痛(とうつう)を主症とする疾患

● あん摩・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

[施術を受けるときの注意]

- ・保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。
- ・単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象にならず、全額自己負担になります。
- ・保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり、きゅう施術を受けても保険の対象にはなりません。

柔道整復等の施術を受けられたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。

柔道整復師等が患者の方に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術内容を確認し、署名または記名押印してください。

その他給付に関すること

くわしくは、お住まいの市区町村
担当窓口にご相談ください。

◎訪問看護療養費

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、被保険者証を提示することで、保険の適用を受けることができます。

◎保険外併用療養費

高度先進医療を受けたときなどは、一般治療と共通する部分について保険が適用され、被保険者証で診療が受けられます。

◎葬祭費

亡くなられた被保険者の葬祭を行った方に、50,000円を支給します。

※葬祭を行った日の翌日から2年を過ぎると支給対象とはなりません。

【申請に必要なもの】

- 被保険者証 ●申請書 ●申請者の口座情報がわかるもの
- 葬儀の領収書
- 申請者が葬祭を行ったことを確認できるもの（葬儀の領収書記載の氏名と申請者が異なる場合等）

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者ご自身で記入されない場合は印かんが必要です。

◎移送費

移動が困難な患者が医師の指示により移送されたとき、下記の①～③の全てに該当し、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

- ①当該移送の目的である療養が保険診療として適切であること。
- ②療養の原因である疾病又は負傷により移動が著しく困難であること。
- ③緊急その他やむを得ないこと。

【申請に必要なもの】

- 被保険者証 ●申請書 ●申請者の口座情報がわかるもの
- 領収書 ●医師の意見書 ●移送経路が確認できるもの（地図等）

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者ご自身で記入されない場合は印かんが必要です。

◎一部負担金の免除制度(最長6ヶ月間)

被保険者の属する世帯で、過去1年以内に、下記の①～③のいずれかに該当し、一定の要件を満たした場合、一部負担金が免除される場合があります。

- ①災害により住宅や家財などの財産に著しい損害を受けたとき
- ②事業の休廃止や失業等により著しく収入が減少したとき
- ③世帯主等の死亡、心身への重大な障害、または長期間入院のとき

保健事業

《受診時のご注意》 事前に必ず受診希望の医療機関・歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください。

健康診査

受診費用は無料です

健康診査では、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え（フレイル）等のチェックができますので、現在、生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。被保険者には毎年4月下旬に、また、新たに75歳になられた方には誕生月の翌月に受診券を送付します。

なお、人間ドックを受診された方は、健康診査を受ける必要はありません。

対 象 者	受診時に大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者である方 ※障害者支援施設・介護保険施設等に入所中の方や、病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方等は対象外です。
検 査 項 目	《基本的な項目》 ◎質問票（フレイルに関する質問） ◎身体測定 ◎血圧測定 ◎理学的検査 ◎尿検査 ◎血液検査（脂質検査・血糖検査・肝機能検査・腎機能検査） 《詳細な健診項目（医師の判断により実施）》 ◎心電図 ◎眼底検査 ◎貧血検査
受 診 方 法	実施登録医療機関*へ、被保険者証と受診券を提示 ※受診券に同封するリスト、又は本広域連合のホームページでご確認ください。
受 診 期 間	受診券を受け取られたとき～当該年度の3月31日（年度中1回）

歯科健康診査

受診費用は無料です

歯科健康診査では「歯」だけでなく、「お口の機能」を含めて検査をしていますので、義歯（入れ歯）を使用中の方も積極的に受診してください。

被保険者には毎年4月下旬に、また、新たに75歳になられた方には誕生月の翌月にご案内を送付します。（受診券はありません）

対 象 者	受診時に大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者である方 ※障害者支援施設・介護保険施設等に入所中の方や、病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方等は対象外です。
検 査 項 目	◎問診 ◎歯の状態 ◎歯周組織の状況 ◎咬合の状態（噛み合わせ） ◎口腔衛生状況 ◎口腔乾燥 ◎咀嚼能力（噛む力） ◎舌・口唇機能 ◎嚥下機能（飲み込み） ◎顎関節（顎の動き） ◎口腔粘膜
受 診 方 法	実施登録歯科医院*へ、被保険者証を提示（受診券はありません） ※ご案内に同封するリスト、又は本広域連合のホームページでご確認ください。 ●訪問による歯科健康診査は本歯科健康診査の対象外ですので、ご了承ください。
受 診 期 間	4月1日～当該年度の3月31日（年度中1回）

保健事業

■人間ドック費用助成

人間ドック受診にかかる費用の一部を助成します。
お住まいの市区町村の担当窓口に申請をしてください。
ただし、受診された日の翌日から2年を過ぎると助成対象になりません。

対 象 者		受診時に大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者である方		
検 査 項 目	身体計測	身長、体重、肥満度、BMI、腹囲	血液学	赤血球、白血球、血色素、ヘマトクリット、血小板数、MCV、MCH、MCHC
	生 理	血圧、心電図、心拍数、眼底、眼圧、視力、聴力、呼吸機能	血清学	CRP、(血液型、HBs抗原)
	X線・超音波	胸部X線(または胸部CT)、上部消化管X線(または内視鏡)、腹部超音波(または腹部CT)	尿	蛋白、尿糖、潜血、(沈査)
	生 化 学	総蛋白、アルブミン、クレアチニン、eGFR、尿酸、TC、HDL-C、LDL-C、Non-HDL-C、中性脂肪、総ビリルビン、AST、ALT、γ-GT、ALP、空腹時血糖、HbA1c	その他	便潜血、問診、医師診察、結果説明、保健指導
申 請 に 必 要 な も の		●人間ドックの領収書 ●検査結果通知書一式(コピー可) ●被保険者証 ●口座情報のわかるもの ●申請書 ※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者がご自身で記入されない場合は印かんが必要です。		
助 成 額		26,000円を上限とします。		
受 診 期 間		4月1日～当該年度の3月31日(年度中1回)		
注 意 事 項		(1) 脳ドック、PET(総合がん検診) および各種がん検診、追加項目等の費用は助成の対象となりません。 (2) 受診項目が複数欠けているもの、上記の検査項目とかけ離れたものは、助成できない場合があります。		

お薬手帳を活用しましょう

「お薬手帳」は、あなたが使っている薬を記録するための手帳です。
医師や薬剤師に確認してもらうことで、健康被害の防止に役立ちます。
まだお持ちでない方は、薬局へお申し出ください。

- ・薬の重複をチェックし、副作用や飲み合わせのリスクを減らすことができます。
- ・旅行先や災害時などに、薬の情報を正確に伝えることができるので安心です。

「お薬手帳」は医療機関に毎回必ず持っていきましょう。

また、病院・薬局ごとに持つのではなく、ひとり1冊にまとめましょう。

市区町村担当窓口一覧

※担当部署・電話番号については、機構改革等により変更になる場合があります。

市区町村	担当課	TEL	市区町村	担当課	TEL
大 阪 市	保 険 年 金 課	06-6208-7996			
北 区	保 険 年 金 課	06-6313-9956	都 島 区	窓口サービス課	06-6882-9956
福 島 区	窓口サービス課	06-6464-9956	此 花 区	窓口サービス課	06-6466-9956
中 央 区	窓口サービス課	06-6267-9956	西 区	窓口サービス課	06-6532-9956
港 区	窓口サービス課	06-6576-9956	大 正 区	窓口サービス課	06-4394-9956
天 王 寺 区	窓口サービス課	06-6774-9956	浪 速 区	窓口サービス課	06-6647-9956
西 淀 川 区	窓口サービス課	06-6478-9956	淀 川 区	窓口サービス課	06-6308-9956
東 淀 川 区	窓口サービス課	06-4809-9956	東 成 区	窓口サービス課	06-6977-9956
生 野 区	窓口サービス課	06-6715-9956	旭 区	窓口サービス課	06-6957-9956
城 東 区	窓口サービス課	06-6930-9956	鶴 見 区	窓口サービス課	06-6915-9956
阿 倍 野 区	窓口サービス課	06-6622-9956	住 之 江 区	窓口サービス課	06-6682-9956
住 吉 区	保 険 年 金 課	06-6694-9956	東 住 吉 区	窓口サービス課	06-4399-9956
平 野 区	保 険 年 金 課	06-4302-9956	西 成 区	窓口サービス課	06-6659-9956
堺 市	医 療 年 金 課	072-228-7375			
堺 区	保 険 年 金 課	072-228-7413	中 区	保 険 年 金 課	072-270-8189
東 区	保 険 年 金 課	072-287-8108	西 区	保 険 年 金 課	072-275-1909
南 区	保 険 年 金 課	072-290-1808	北 区	保 険 年 金 課	072-258-6740
美 原 区	保 険 年 金 課	072-363-9314			
岸 和 田 市	健 康 保 険 課	072-423-9468	羽 曳 野 市	保 険 年 金 課	072-958-1111
豊 中 市	保 険 給 付 課	06-6858-2295	門 真 市	健 康 保 険 課	06-6902-5697
	保 険 資 格 課	06-6858-2301	摂 津 市	国 保 年 金 課	06-6383-1387
池 田 市	保 険 医 療 課	072-754-6258	高 石 市	健 幸 づ くり 課	072-275-6392
吹 田 市	国民健康保険課	06-6384-1239	藤 井 寺 市	保 険 年 金 課	072-939-1186
泉 大 津 市	保 険 年 金 課	0725-33-1131	東 大 阪 市	保 険 管 理 課	06-4309-3051
高 槻 市	国民健康保険課	072-674-7178	泉 南 市	保 険 年 金 課	072-483-3455
貝 塚 市	高 齢 介 護 課	072-433-7042	四 條 畷 市	保 険 年 金 課	072-877-2121
守 口 市	保 険 課	06-6992-1545	交 野 市	医 療 保 険 課	072-892-0121
枚 方 市	後期高齢者医療課	072-841-1221	大 阪 狭 山 市	保険年金グループ	072-366-0011
茨 木 市	保 険 年 金 課	072-620-1630	阪 南 市	保 険 年 金 課	072-471-5678
八 尾 市	健 康 保 険 課	072-924-3997	島 本 町	保 険 年 金 課	075-962-7462
泉 佐 野 市	国 保 年 金 課	072-463-1212	豊 能 町	保 険 課	072-739-3422
富 田 林 市	福 祉 医 療 課	0721-25-1000	能 勢 町	住 民 課	072-731-3202
寝 屋 川 市	市民サービス部 (後期高齢者医療担当)	072-813-1190	忠 岡 町	保 険 課	0725-22-1122
河 内 長 野 市	保 険 医 療 課	0721-53-1111	熊 取 町	保 険 年 金 課	072-452-6195
松 原 市	医 療 支 援 課	072-334-1550	田 尻 町	住民部住民課	072-466-5004
大 東 市	保 険 年 金 課	072-870-9629	岬 町	保 険 年 金 課	072-492-2705
和 泉 市	保 険 年 金 室	0725-99-8127	太 子 町	保 険 医 療 課	0721-98-5516
箕 面 市	介護・医療・年金室	072-724-6739	河 南 町	保 険 年 金 課	0721-93-2500
柏 原 市	保 険 年 金 課	072-972-1580	千 早 赤 阪 村	住 民 課	0721-72-0081

◇お知らせ◇

●医療機関の受診や薬局での薬の調剤について

現在、休日や夜間に軽症の患者さんの救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療が難しくなっています。安心できる医療のため、以下のことにご配慮ください。

- ★平日の時間内に受診できるかを考えてみましょう。
- ★かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- ★重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。
- ★薬が余っているときや一般に費用が抑えられるジェネリック医薬品の利用について、医師や薬剤師に相談しましょう。

救急安心センターおおさか

救急車を呼んだ方がいい？今すぐ病院に行った方がいい？
近くの救急病院はどこ？応急手当の方法は？など困ったときは



#7119

つながらないときは

06-6582-7119

※医薬品の使用方法、現在かかっている病気の治療方針、健康相談、
育児相談、介護相談に関する相談はお受けすることができません。

緊急の場合は迷わず119番へ

大阪府警察からのお知らせ

大阪府下特殊詐欺被害金額 **約24億円**
(令和3年中・暫定値)

中でも**還付金詐欺**の被害金額が
約8億4千万円と最多に！



- 「還付金があります」
- 「ATMへ行ってください」

こんな電話は詐欺！

☑ATMでお金が返ってくることは絶対にありません！

☑ATMでは携帯電話の通話をご遠慮ください！

お金に関する電話があれば、一人で悩まず家族や警察に相談してください

お問い合わせ先

大阪府後期高齢者医療広域連合

被保険者証、保険料等について	資格管理課	☎ 06-4790-2028
高額療養費、健康診査、 医療費通知等について	給付課	☎ 06-4790-2031
予算、広報、議会等について	総務企画課	☎ 06-4790-2029

〒540-0028 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号(中央大通F.Nビル8階)

FAX 06-4790-2030 (各課共通)

ホームページ <https://www.kouikirengo-osaka.jp/>

または、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当課 (30ページ参照)

この冊子は、令和4年5月1日現在の制度内容を記載しています。今後、制度の見直しにより、記載内容が現行の制度と異なることがありますので、ご了承ください。



この冊子は環境に配慮し、
植物油インキを使用しています

無断転載・複製禁止 ©